

ご利用にあたってのご留意事項

あっせん委員会が紛争解決手続きを行わな

い場合

あっせん委員会は、適格性の審査において、

あっせんの申立ての内容が次のいずれかに

該当すると判断した場合には、その申立てを

受理いたしません。

取引の名義が当該申出人本人ではない場合

(ただし、相続等明らかに合理的な理由があ

る場合は除く。)

しょうめつじこうきかん まんりょう あき
・ 消滅時効期間が満了していることが明らか
である場合

そしょう しゅうりょうまた みんじちょうてい しゅうりょう
・ 訴訟が終了又は民事調停が終了したも
のである場合

かこ いいんかい う
・ 過去にあっせん委員会によるあっせんを受
け、その手続が終了したものである場合

た していふんそうかいけつきかん ふんそう かいけつ
・ 他の指定紛争解決機関や紛争の解決を
実施する外部機関によるあっせん、仲裁等の
紛争解決手続が終了または手続中のもので
ある場合

しんたくぎんこうとう けいえいほうしんまた しんたくぎんこうとう
・ 信託銀行等の経営方針又は信託銀行等の
役員個人に係わる事項等（※注）、

ことがら せいしつじょう ふんそうかいけつてつづき りょう てきとう
事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当

みと ばあい
でないと認められる場合

もうした もうしたてしよ きさいないようぜんたい
・申立てが申立書の記載内容全体からして

しつとう あき ばあい
失当であることが明らかである場合

ふとう もくてき また もうした
・不当な目的で又はみだりにあっせんの申立て

みと ばあい
をしたと認められる場合

ちゅう しんたくぎんこうとう とりひき かか
(※注) 信託銀行等との取引に係わらない

じあん しんたくぎんこうとうかぶしきとう とうしとう
事案 (信託銀行等株式等への投資等)、

とりひき もうしこ しんさ けっかことわ じあん
取引の申込みが審査の結果断られた事案、

しんたくがいしゃとう とりひきほうしん かん じあん とくてい
信託会社等の取引方針に関する事案、特定

やくしよくいん そこう せつきやくたいど かん じあん
の役職員の素行や接客態度に関する事案

ぐたいてき ひがい じあん た
、具体的な被害がないような事案、その他

単^{たん}に謝罪^{しゃざい}のみを要求^{ようきゅう}するような事案^{じあん}などを
いいます。

当事者^{とうじしゃ}の書面^{しょめん}・資料^{しりょうとう}等の提出^{ていしゅつ}義務^{ぎむ}

ご利用^{りよう}されるお客様^{きやく}さまは「あっせん委員会^{いいんかい}」
から指示^{しじ}された書面^{しょめん}や資料^{しりょうとう}等の提出^{ていしゅつ}にご
協力^{きょうりょく}ください。

なお、あっせん委員会^{いいんかい}は、お客様^{きやく}さまから
提出^{ていしゅつ}を受けた書類^{うしよるい}について特別^{とくべつ}な事情^{じじょう}があ
ると認め^{みと}めた場合^{ばあい}を除^{のぞ}き、返還^{へんかん}いたしません。

あっせん いいんかい 委員会が ふんそうかいけつてつづき 紛争解決 うちき 手続を打切る

ばあい 場合

あっせん いいんかい 委員会は、ふんそうかいけつてつづきちゅう 紛争解決手続中の ふんそう 紛争
つぎ が次のいずれかに がいとう 該当する ばあい 場合には、そのあ
う っせんを き 打ち切ることがあります。

- もうした 申立ての ないよう 内容に きよぎ 虚偽の じじつ 事実が みと 認められた

ばあい 場合

- きゃく お客様が ふんそうかいけつてつづきちゅう 紛争解決手続中の ふんそう 紛争について

た 他の きかん 機関によるあっせん、ちゅうさいとう 仲裁等の ふんそう 紛争

かいけつてつづき 解決手続を もう 申し立てた た ばあい 場合

きゃく しんたくぎんこうとうそうほう しゅちょう へだ
・ お客さまと信託銀行等双方の主張に隔た

おお など せいりつ みこみ
りが大きい等、あっせんの成立の見込みが

はんだん ばあい
ないと判断した場合

きゃく くじょうしよりてつづきおよ ふんそうかいけつ
・ お客さまが「苦情処理手続及び紛争解決

てつづきとう かかわ ぎょうむきてい いいんかい
手続等に係る業務規程」やあっせん委員会

しじ したが など ふんそうかいけつてつづき
の指示に従わない等、紛争解決手続を

しゅうりょう てきとう みと ばあい
終了させることが適当と認められる場合

た てきとう じじつ
・ その他あっせんを行うのに適当ではない事実

みと ばあい
が認められた場合

ふんそうかいけつてつづき ひこうかい
紛争解決手続の非公開

ふんそうかいけつてつづき ひこうかい
紛争解決手続は非公開です。

きゃく にゆうしゆ しんたくぎんこう
そのため、お客さまが入手された信託銀行

とう とうべんしょ しゅちようしょめん うつ
等の答弁書、主張書面の写し、それらの

しよるい てんぷ しりよう しょうこしよるいなど
書類に添付された資料・証拠書類等のほ

か、あっせん あん わかいけいやくしょ じょうほう
か、あっせん案や和解契約書などの情報

ほうれい きてい もと ばあい たせいとう
を、法令の規定に基づく場合その他正当な

りゆう ばあい のぞ ふんそうかいけつてつづき
理由がある場合を除いては、紛争解決手続

かんけい ものいがい かた かいじ
に関係する者以外の方に開示しないでくだ

さい。

とうきょうかい ほうれい きてい もと
当協会においても、法令の規定に基づく

ばあい たせいとう りゆう ばあい のぞ
場合その他正当な理由がある場合を除き、

てつづき かんけい ものいがい たい かいじ
あっせん手続に関係する者以外に対し開示

こうひょう
または公表いたしません。